

令和7年度税制改正のポイント

令和6年12月20日に、与党より「令和7年度税制改正大綱」が公表されました。改正ポイントについて、一部紹介させていただきます。

個人所得課税

◎年収103万円の壁対応

項目	改正前		改正後	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
給与所得控除	-	最低保障額 55万円	-	最低保障額 65万円
基礎控除	本人の合計所得金額2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下	48万円 32万円 16万円	本人の合計所得金額 2,350万円 以下 本人の合計所得金額2,350万円超2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下	58万円 48万円 32万円 16万円
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 48万円以下	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58万円 以下	38万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 48万円超133万円以下	1万円～38万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 58万円 超～133万円以下	1万円～38万円
扶養控除 (特定扶養、老人扶養含む)	扶養家族の合計所得金額要件 48万円以下	38万円～63万円	扶養家族の合計所得金額要件 58万円 以下	38万円～63万円
特定親族特別控除 (仮称)			一定の親族(※)の合計所得金額 58万円 超～ 123万円 以下	63万円 ～ 3万円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 48万円以下	27万円～75万円	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 58万円 以下	27万円～75万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 48万円以下	27万円	扶養親族の合計所得金額要件 58万円 以下	27万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 48万円以下	35万円	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 58万円 以下	35万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 75万円以下	27万円	勤労学生の合計所得金額要件 85万円 以下	27万円
家内労働者等の特例	-	55万円	-	65万円

(※)一定の親族とは、居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

○適用時期 令和7年分以後について適用

◎生命保険料控除の拡充

- 23歳未満の扶養親族がいる場合には、**新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が、現行の4万円から6万円に引き上げられる。**
- 旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、**一般生命保険料控除の適用限度額が、現行の4万円から6万円に引き上げられる。**
- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用限度額は**現行の12万円から変更されない。**

○適用時期 令和8年分について適用

法人所得課税

◎中小企業者等に対する軽減税率の延長

中小企業者等の所得金額の内、年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%(本則課税:19%)の適用時期が、「令和7年3月31日までに開始する事業年度」から2年間延長され、「令和9年3月31日までに開始する事業年度」となる。ただし、次の見直しを行う。

- 所得金額が年10億円を超える事業年度については、軽減税率を15%から17%に引き上げる。
- グループ通算制度の適用を受けている法人を適用除外とする。

○適用時期 令和7年4月1日以後に開始する事業年度より適用

◎中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制について、適用期限を**2年延長**する。

○適用時期 令和9年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用される

◎中小企業経営強化税制の見直し・延長

- 生産性向上設備(A類型)について、経営力向上の指標を見直す。
- 収益力強化設備(B類型)について、
 - 投資計画における年平均の投資利益率の見込みを5%から7%以上に引き上げる。
 - 売上高100億円超を目指す中小企業に対して、建物が税制の対象設備となる拡充措置を講じる。
- 上記の措置を講じた上、適用期限を2年延長する。

※引き続き自民、公明、国民民主の三党による協議が行われる見通しであり、今後の三党協議や国会の議論を注視する必要があります。その他詳しい内容につきましては、当事務所スタッフまでお問い合わせください。